

# 笠井信一の 済世顧問 制度

要約・編集 吉田野良

# 笠井信一の済世顧問制度

「阪神社会事業概観」古澤俊次著

「笠井明府頌徳誌」静岡県笠井明府遺業宣揚会

要約・編集 吉田 野良

濟世之心須如養花天

何  
有

## はじめに

笠井信一氏が岡山県知事に着任したのは百年前の大正三年（一九一四年）六月九日でした。笠井氏は「済世顧問制度之精神」の「本書の由来」で、次のように書いています。

岡山県済世顧問制度は実に我 皇室の賜なり。余岡山県に在職中大正五年五月十八日宮中に於て県下の貧民状態に付 御下問を拝す。調査を了して其の員数の多きと其の生活状態の悲惨なるとに驚愕長嘆し、又大に責任の軽からざるを痛感し爾來之が対策を得んと欲し先づ欧米に倣うべき防貧制度あるやと識者に質したるに皆曰く無しと。已むを得ず、県庁に於て何等かの方法を案出せんと企て日夜焦慮、遂に県下を通して防貧機関を設定するに至れり。是れ即ち現時の済世顧問制度なり。

現在の社会福祉を取り巻く状況は、平成二五年一二月公布（平成二七年四月施行）「生活困窮者自立支援法」を中心とした地域生活支援の新しい戦略が問われています。

今回まとめた笠井信一氏の百年前に構想された済世顧問制度から、私たちはまだ多くのことを学ぶことができると思います。

岡山県在住の社会福祉に関わる者として、日本の社会事業に大きな影響を及ぼした石井十次、留岡幸助、山室軍平、アリス・P・アダムス、ジョン・C・ベリー、片山潜、笠井信一の七名の行跡を少しでもわかりやすい形で語り継ぎたいと願って作成しました。少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。

なお、今回の資料とした「阪神社会事業概観」、「笠井明府頌徳誌」は近代デジタルライブラリーで原本をご覧になれます。

平成二六年三月一〇日

吉田 野良（誠）

目 次

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| 岡山県済世顧問制度                   | 7     |
| 岡山県済世顧問制度                   | ----- |
| 済世顧問設置規程                    | 8     |
| 済世顧問に関する説明                  | 9     |
| 済世顧問に関する笠井知事の訓示演説           | 11    |
| 笠井信一氏点描                     | 34    |
| 一、岡山に入るまでの少壯地方官としての笠井信一氏    | 3     |
| 二、「済世顧問制度之精神」の著者            | 35    |
| 三、静岡県は何故笠井知事を追憶しなければならないのか。 | 38    |
| 四、晩年及び没後の笠井氏                | 49    |
| 笠井信一氏略年譜                    | 52    |
| 済世顧問制度之精神 目次                | 55    |



「阪神社会事業概観」より

## 岡山県済世顧問制度

大正一〇年五月一三日発行  
著作兼発行者 古澤俊次

## 岡山県済世顧問制度

済世顧問制度は岡山県のおける防貧事業の新しい試みで、貧民の良友、師父、指導者である。知識を補充して前途に光明を与え、誘惑を予防して危険を排除し、職業を紹介して自営奮發させる等の自立に必要なことは細大なく懇切に指導し、衛生思想を普及して心身を健全し、疾患に冒されるなら慰安は勿論、進んで救済に努力することにある。

その貧困の原因を探究して必要な措置をとり、彼らの相談相手となり、社会と共進する理法を全うするものである。すなわち、貧困の原因が労働口がないことにあら、村内の富者や仕事のあるものに紹介や斡旋の労を採り、幼児がいるために働くことが出来ないものには、幼児保育の周旋をし、病気なら慰安と診療の心配をし、怠慢なものには懇篤な説諭を加える等、物質と精神上の慰安と指導を思念して、希望の光明を与えることを目的としている。

## 済世顧問設置規程

第一条 済世顧問は県下市町村内の防貧事業を遂行し、個人並びに社会を向上させることを目的とする。

第二条 済世顧問の防貧方法は、精神上の感化、物質上の斡旋等により現在及び将来の貧困の原因を消滅させるものとする。

第三条 済世顧問の員数は、市は十五名、町村は一名とする。ただし、区域の広狭と事情によってその員数を増加することがある。

第四条 済世顧問は郡市長の推薦によつて知事が嘱託する。

第五条 済世顧問に推薦される者は左の資格を具備することを要する。

- 一、人格正しきもの
- 二、身体健全なるもの
- 三、常識に富んだもの
- 四、慈善、同情心に富んだもの
- 五、市町村内で中等以上の生活を営み、少なくとも俸給を衣食の資に供してい

ないもの

六、忠実、勤勉でその職に尽くすもの

第六条 濟世顧問はその職務を執行するに当たり、相互の間の連絡を保ち、必要あるときは関係官公署の助力を要求することができる。

第七条 濟世顧問制度は名誉職とし、優遇する。

県当局の発表した濟世顧問に関する説明及び笠井岡山県知事の訓示演説は最もよくその制度の精神を表している。参考のために次に掲記する。

## 済世顧問に関する説明

### 済世顧問について

済世顧問は本県における防貧事業の新施策で、その趣旨と事業の大要是先般の開催した郡市長並びに警察署長会議における長官からの訓示で判明したことと思うが、防貧の意義及び済世顧問の性質について多少の誤解があるので、蛇足ながらここに細説する次第である。

今度設置された済世顧問制度は、主として防貧事業すなわち県下の貧民の相談相手である。貧民の指導者である。例えば、（一）職業のないもの又は不経済な職業に従事するものに対して、ある職業を与え又はより以上の経済的職業を紹介し、（二）他の誘惑等によって不安のある職業に転職しようとするとものを防止し、（三）貧民ではないが、浪費をなし、徐々に貧民になりつつあるものを諭して正業に就くようにし、（四）貧民の家庭上における争いや難儀を解決して後日の心配をないようにし、

(五) 貧苦に迫られて煩悶し、失敗によつて自暴自棄に陥る者を慰安して、生活力を養成し、(六) 賭博はもちろん飲酒、色事の悪習慣を除去し、徐々に勤儉の美風に馴致させ、(七) 不衛生が原因で病氣に罹る貧民の家庭を善導して、労働力を回復させること等、貧困の原因によつてそれぞれ相当の善導をすることが、防貧の重要な事業である。

防貧は救貧によく似て判別が付きにくいが、当庁の考える防貧は心身を健全にして、その能力を完全に發揮させ、社会を向上させることを主目的とするもので、救済手段も自ずから隔たりがある。

救貧は既に貧窮の境遇にあるものに対して直接物質上の欠乏を補充するもので、窮民救助はその適例である。したがつて救貧はその目的を遂行するために恵与を要し、資金を要するが、防貧はこれと異なり、精力鼓吹主義、授産紹介主義により貧窮に陥ろうとしつつあるものを防止し、この者の力で資力を回復し、各自の正業を維持させようとするもので、社会における弱者を相手にする点は同一であるが、その目的と手段は自ずから区別がある。

故に、防貧事業の執行に当たって多くは前述の（一）乃至（七）のような仕事を行うのであるが、時として防貧のために救貧の方面に渡つて手を拡げる場合、例えば病気のために活動のできない者に医薬の途を講じてやることもあれば、営業の資本・器具等を貸与して営業に努力されることもある。

結局、防貧ということは（甲）主として事業の防貧なるもの、（乙）防貧の事業を行つため救貧の手段をとるもの、（丙）救貧に似ている事業でその実は防貧に属するものの三つを包含していることと思う。

本県の済世顧問も最後は単に防貧のみに止まらず救貧も行い、両者が相まって社会を向上させ、また人道を行うことを最大の理想として行かなければならぬが、このことは差し当たり多額の費用を必要とするので、今直ちに実行するという訳には行かない。

要するに済世顧問の職は貧民の相談相手であり、貧窮に陥つてしまふものを前に述べた手段によつて防止し、その正業を維持させ、健全な社会状態を持続させるこ

とを目的とするものである。

済世顧問の資格は訓示にあるように、（一）人格が正しいこと、（二）健全であること、（三）常識に富めること、（四）市町村内で中等以上の生活を営み、少なくとも俸給をあてにしないもの、（五）慈善心に富んでいること、（六）忠実勤勉、いわゆるまめに働くこと等、いずれもその必要条件である。

これらの条件を具備した人に顧問を嘱託するのである。いかなる人がこの条件を具備しているかを識別して、市は市長が警察署長と協議のうえ選考したものを知事がこれを嘱託し、郡は郡長が町村長及び関係ある警察署長と協議して、適不適を選別して申し出たものに対して、同様に嘱託をする次第である。

その定員については別に定めはないが、市においては区域が広大であるため、相当の人数が必要であると思う。町村もその区域の広狭と貧民の多寡によつて、多少はその人数に手加減を要するが、一町村一人にしたいと思う。

これは顧問と被救者との関係を密接にし、互いに腹蔵なく意思を疎通し、相談を持ちかけ、相談を引受けるに当たり二人以上であるときは、時として意見の相違を生じたり、融和を欠く憂いがないとも限らない。

顧問と被救者との間は、親子のように、師弟の間柄のように、双方が隔意なく好感情をもって繋がらなければ、相談の実が上がらない。故にこの辺を考慮すれば、一町村一人が適當であると思う。

そうして、済世顧問がその職務を行うについては、必要な範囲内で市町村長、警察署長、郡長、知事等すべての官公署が助力を与えることは言うまでもなく、他の公益団体、例えば赤十字社、愛国婦人会、その他各種の団体へも交渉して、遍く援助を与えることに協定を結ぶ積りである。

故に、済世顧問の背景は、相当の官憲が附属して、熱心にその成功を祈り、地方の富豪、上流並びに有志の諸君が援助を与えてくれるはずであるから、誠心誠意これに当たれば、いわゆる社会共進の原動力、世直しの神として尊敬を払われる次第

である。

済世顧問を嘱託された人は、前述の必要条件を具備するものの内、郡市の推薦にかかるものである故、無論その人の名誉に相違ない。この名誉を担う人が顧問として事務を執っていくについては、努力奮勉自ずからその好成績を挙げるよう努める結果、あるいは自ら費用を投じ、或いは労力を抛出してその代価を求めない人もだろう。

これらは勿論その人の篤志に出る行為で誠に結構な事であるが、中にはこの点を誤解して、済世顧問は名誉職であり、名誉に対する報酬として自費をもつて救助をしなければならない、顧問は費用を負担しなければならない、故に資産家でなければ不可である。このような論法で顧問の受託は自費を要すという様な誤解が起こらないとも限らない。

顧問の嘱託を受けたといって直ちに自費を以て救濟をしなければならないという訳ではない。その職を行うことが自己の地位、社会に対する義務として必要である

ことを自覚して、労賃も惜しまないという位の人格を尊重するのは勿論であるが、実際に事に臨んで、その人の相当の配慮と措置とを希望するに過ぎないのである。

もしも止むを得ない費用が必要であるなら、防貧事業は公益事業であるから、市町村費から必要に応じて費用の支出を為すことができ、慈善家、篤志家の援助もあるであろう。したがって、費用の支出に対しては多少は補償の途が立つよう考えているが、顧問は慈善家でなければならないといって、最初から出費がかかると嘱託を忌避するというような誤解を与えない事も注意すべき事項の一つである。

ドイツのエルベルフエルド市で実施されている救済事業は、濟世顧問とは組織が違つて、その目的も違つてゐるかも知れないが、事業の態様がよく似ている。参考までに述べてみる。

エルベルフエルド市は人口十四万を有し、救済事業を以て世界に知られている。この市の事業は市内を十二区に分け、一区毎に委員十名を置いて、市条例に定められた所によつて、市長は銀行家、宗教家、官公吏又は名望家の内から適当な人物を

選んで委員に嘱託するものである。

その任期は三年位とし、その嘱託を受けたものはその任期中は辞退をすることができない制度としている。当該市の救済事業は防貧と救貧の事業で、当該委員は毎週二三回在宅して、外出することができず、当日は午前七時より八時までは必ず在宅して、その受持ち区域内の貧民からの相談を聴き取る。

之を調査して、疾病者に対しては医薬の途を講じてやり、困窮者には食料を給与し、無職の者には労働の方法を授けてやるまで、それ相応の方法を講じてやり、その事項に対して二週間内に措置できる事は委員の独断でできる。

しかし二週間以上にわたる事項は、さらに市内委員の相談会に附議して決定することとしている。この救済事業は市の経営であり、その事務は市役所に於いて取扱い、委員は単に直接救助のことに当たるのみである。

近時の歐州諸国に於いては人口の増加に伴つて貧民救助費に多額を要するに至つ

ているが、エルベルフエルド市では人口の増加率に比例して救助費用が比較的少額なのは、この制度が完備し隅々まで根本的に行き届いているおかげである。

故に、英國も漸次この制度に範を取つて、私設団体がこれらの防貧的な施設をなすものが次第に増加するような傾向となつた。以上は、その概略であるが、わが県の済世顧問は社会を向上させる目的を以て防貧の手段を講じて、貧民を奮起させ、天賦の能力を極度に発達させようとするものである。

エルベルフエルド式とは根本目的が違うかも知れないが、当該市の制度がわが県と同様に貧民の相談相手となつて偉大な効果を上げていることは大いに参考にすべきである。もつともその組織は前述の通り大いに相違している。

エルベルフエルド式は法律の援護もあり、市条例で規定した公の救済機関であるが、済世顧問は一私人に嘱託して取り扱われる所以である。彼の方は委員を拒絶することができるようにしてゐるが、こちらは顧問を嘱託するので拒否はその人の自由である。

彼の方は、相談に日時を定めて被救者が訪問することとしているが、こちらは別に日時を定めないで、顧問から被救者を訪問して処置することとなる。彼の方は事務を市役所において執り、委員はただ斡旋及び調査をするにとどまるが、こちらは調査及び斡旋をすることは勿論、事務も自ら執る仕組みである。

彼此れともに精神的事業であるが、彼は条例に基づく制度で、此れは全く篤志に出来るものなので、彼よりはより以上の犠牲的精神を必要とする。比較してみると、仕事に難易の差を生じるのは止むを得ないが、健全な社会を作り、相依り相助けて生存競争に打ち負けている弱者を善導して、文明の恵沢を与えることは東西その軌を一にする高尚な事業であると思う。

済世顧問はこのように防貧事業を行うために生れたものである。すなわち時世に伴つて必然的に起こつたものである。そうであるならばその顧問を嘱託するに当たつても公の機関によることにしたのは、結局事業そのものが県下の公益に関し、官公署や団体有志と共にこれを援助して行う必要があると同時に、顧問その人の人格を公認してこの崇高な事業に努力することを希望する関係から來たものである。

県知事がこの顧問設置を唱導したとはいへ、何も知事が製造者ではない。時代の要求に応じて自然に設置するに至つたので、県民一同がこの意味を会得して、相与つて協賛して声援を与える義務があると信じるのである。



## 済世顧問に関する笠井知事の訓示演説

### 済世顧問の事

済世顧問は本県における防貧事業の新しき試みであるが故に、一応の説明をしてその実行と成功とに付いて諸君の熱心な助力を得たいと思う。

済世顧問は貧民の良友、師父、指導者である。貧民に智識を補充して、前途の光明を得せしめ、誘惑を予防して危険に近接させず、職業を紹介して自営に奮励させる等、自立に必要な方法は細大なく懇切指導の任に当たり、また衛生を説いて心身を健全ならしめ、疾患に侵されたら、慰安はもちろん、進んで世の慈善家に訴えてその救済に努力することがその任務である。

社会は共進すべきもので、強者独りが進んでも劣者が多く落伍するときは、社会は決して健全ではない。不健全の社会に生存することは、回りまわって強者も不幸

となる。

けれども今の経済組織は富める者は益々富み、貧しき者は益々窮する様に仕組まれている。結局従来の経済学は法を犯さない範囲において極めて自由なもので、智恵のあらん限り、融通力のあらん限り、力限り、根限り、わが意わが欲を容認し、いわゆる偉い者勝ちという訳である。

例えば生産費を低減して商品を豊富にするのは産業家の当然の用意である。その生産費の低減はどのようにしてするかというと、学理の応用、機械の発明、執務の改善、能率の増進、生産方法の更改、金融機関の調節、運輸機関の整備等である。

そこで富者の手によつて生産される物は常に貧者の手によつて生産される物より品位も揃つて価格も低廉のなり、貧者の家内工業が漸次有力な産業家の手に移るのは当然の成行きである。

しかも金のない貧乏人が金のある産業家の製品を購入してその生活を営み、代価

が安ければ辛うじて支え、高ければ苦しむという訳である。しかし産業家は自己の損失を顧みず貧者に低廉な物品を提供するものではない。

販路多ければ製品を豊富にし、製品過剰なれば調節して価格を維持するもので、商品は無限に豊富になり、無限に安価になるものではない。これが有力な産業家の活殺自在の鍵である。

開け行く世の中は金があれば至極便利にして、貧乏には不便極まりない。国民の生活上の必需品は政府事業となればともかく、貧富懸隔は今の経済の理法、当然の結果で、富者が悪いのでもなければ、貧者が悪いのでもないけれど、この経済組織が優劣の懸隔を益々甚だしくして社会共進の実を困難にしていることは事実と考える。

そうであるなら貧者は救う事は出来ないものであろうか。半世紀前にダーウィンが適者生存、優勝劣敗の法則を案出した。力ある者は支配し、弱者は屈服する、優者は榮え、劣者は消滅するというのである。

この法則は大体において破ることが出来ない、天理でなくとも事実である。けれども人間に於いては何が優であるか、何が劣であるか、力の差異がその原因となる。ではその力とは何であるか。これは深く研究しなければならない。

富力、智力、腕力は生存上の重大なる力であるが、博愛、忠恕（誠実で思いやりがあること）、同情の力がまた偉大な生存力を付与することを忘れてはならない。人間のうち、幼児は最も脆弱なるものであるが、慈母の愛がよく之を成育するではないか。

人間は虎や狼に比較すれば弱者であるが、その結合力はよく彼を駆逐するではないか。仮に富力、腕力が劣つても博愛の力で協力・結合すれば、その社会は向上し、その各個人は社会多数と共進するはずである。

愛は万縁の本である、ホーリー・オブ・チャーチに言わせれば「愛は法律なり」と力ある作用を生じるものである。蓋し貧乏には内的原因と外的原因とがある、勤労なる農家も一朝暴風のためには収穫を奪われたり、改良された外国米の輸入のために米価に誤算を

生じたり、種々外的の原因のために貧乏を余儀なくされる事もあれば、不幸が続いて一家が悲境に沈淪したり、不注意、無智、鈍根、浪費等のために自ら貧乏を招く者もある。

もとより人事は複雑である。調査すれば益々煩雜であろうけれども、貧困の原因を討究することが救済の先決問題である。智力足らざれば済世顧問はこれを補充し、職を得ざればこれを紹介し、原因に応じて相当の処置をなすこと宛も國士の病に因つて方を立てるがごとし、物その養を得れば長ぜざるなく、少なくとも生活難に訴える者を少なくさせることである。

小と小と相合すれば大自ずから成就する。貧者の弱点を補足すれば、それだけ多く優者に変化するのである。済世顧問の活動により優者劣敗の法則と相伴つて貧者生存し社会共進せしむることが出来るはずである。

我先ず正直にして貧困の家庭を救わんとは防貧事業における我輩の宣言である。済世顧問を煩わすのも主としてこの範囲である。不正直なる貧者に対しては私は別

に鞭撻を加えようと思う。

済世顧問の仕事を更に碎いて述べるなら、貧困者の相談相手となつて貧苦に責められ煩悶、憂鬱、漸次沈下する者を浮かせるのである。例えば、まず貧乏の原因を調べ、労働口、即ち雇い手なきがために貧困なれば村内の富者又は仕事のある人に紹介斡旋の労をとり、幼児あるが為に働くことができない者には幼児保育の道を斡旋し、病気であれば慰安を与える、進んで済生会、赤十字療養所、慈善家の医師に依頼方を周旋し、何か心配のことに対しても親切に相談に応じてやり、身体、衣服、屋内の不潔等衛生上注意すべきことは懇切に指導して、善良な慣習を養成し、また怠慢にして貧困なる者に対しては懇篤の論説を加え、なお説諭に応じなければ漸次に善導を試み、また或いは市町村長有志家、宗教家、警察官、その他の官憲の助力を得て極力真人間となす事に努力するのである。更に進んで防貧上必要な程度において器具を貸し、物品を与える等救貧に類する事も行つて貧困者をして生存上必要な活動をなさしめ、尊い本分を自覚せしめるのである。

貧乏は金のないことではあるが、とかく貧乏人には物質上の貧もあれば、精神上

の貧もある。身体には食物、心には教育で、憂憤煩悶して心所乱れて精神的墳墓に沈下するものには理を示し、心を和らげて鼓舞作与、雲影を払つて釈然、悠然、世をはかなみ社会を呪う念なからしむることが肝要である。物質上の貧に対しては前述の紹介を繰り返して職業を与え、忍耐を教えて練達に導き、希望を生ぜしめて心の向上と相まって仕事の成功を招来させてやりたいと思う。

「萍水相逢う是れ多少の縁」という文句があるが、我ら縁あつて岡山県に在住し、同じ仲間の岡山県人に貧にして煩悶する者あるを聴いては座視するに忍びない。どうにかしてこれを善導し、一つは文明の恵沢に浴せしめ、一つは太平の世をして益々その光輝を發揮せしめないと切望するのである。

この事業は、始めより金を以て之に向えば失敗する。よろしく花を養う天の如き心を以てすべしと考えている。県庁は勿論常に顧問に助成し、その善導を全うさせることに努め、止むを得ず経費を要する事が発生すれば、あるいは義捐金を募集し、あるいは市町村費その他の公費を以て助成すべきものと考えられる。

防貧の事業は高尚にしてかつ困難な事業であるが、濟世顧問たる者は市町村内で人格第一流の人々に嘱託せんと欲す。その資格は

- 一、人格正しき事
- 二、健全なる事
- 三、常識に富める事
- 四、市町村内中等以上の生活を営み少なくとも棒給をあてにしない事
- 五、慈善心に富める事
- 六、忠実勤勉所謂マミニ働く事

等を兼備したる人である。

選出方法は郡市長において適宜選考し、関係町村長、警察署長と協議をして、知事がこれを嘱託するという仕組みにしたいと思う。なおこの点については諸君の同意なき意見を聽かんことを望む。

数々の事業は、その成否は人にある。いかに組織、制度を密ならしめるもその人を得なければ不可能である。ことにこのような事業は全くその人を待つて行われるものであるので、敢て一斉に各市町村に済世顧問を揃えることは望まない。老子が「難を図るはその易に於いてし、大を為すはその細に於いてす」と云える如く、隨時に得れば隨時に嘱託し、一村その人を得ればその村安く、二村にその人を嘱託すれば二村の貧者恵沢に浴する。少しでも防貧の実を挙げることができれば、天下の幸いである。英國の諺の如く「ソロソロ急げ」で、遅々たりといえども極めて堅固にその実を挙げたいと思う。

貧民と称する者は衆目の觀る所、自ら定まれりと雖もその数を調査することは困難であるが故に、仮に本県民中郡部に在りては県税戸数割賦課等級の最下級（一年平均六錢）を負担する者及び岡山市に在りては家賃一ヶ月壱圓参拾錢以下の借家に住居し、生活程度最も低く極めて貧困なるものを調査したるに戸数二万九千九戸、人口十万三千七百十人である。實際衣食に窮し負担に苦しみ、子弟の教育に困難している者はこれ以上たることは勿論である。

昨年の五月十八日宮中に於いて畏れ多くも本県貧民状態に付き 御下問を拝し、  
聖恩無辺洵に感激に堪えない。前述の防貧事業が幸いに、御仁旨に快い万一を報告  
することができれば岡山県一同の至幸である。切に諸君の熱心なる助力を望む。



# 笠井信一氏点描

「笠井明府頌徳誌」より

昭和一六年一二月二〇日発行

著作者兼発行者 静岡県笠井明府遺業宣揚会

## 一、岡山に入るまでの少壯地方官としての笠井信一氏

笠井信一氏、居を秤心居、号を何有という。元治元年（一八六四年）を以て駿河国富士郡加島村寥原、今の静岡県富士町字寥原に生まれた。維新前四年である。

加島は、北條五代記には賀島と見えて由緒ある地名である。東は島田、吉原に連り、富士川の流れが海に注ぐ地点に位し、街道筋の部落としては本市場が聞こえている。白隱禪師を出せる原、家康の蟄伏し、義元の雄張せる静岡、いずれもその生地に遠からざるは注意すべきことである。

父の名は勘三郎、その三男に生まれ、幼にして穎悟聰明の聞こえが高かつた。明治二十五年東京帝国大学英法科を卒業し、直ちに内務属となり、警務局に出仕を命ぜられたが、以来山形県参事官、岩手県警察部長、高知県書記官、台湾總督府事務官、岐阜、新潟各県書記官、熊本県事務官に歴任し、十五年の地方官生活を経て、明治四十年一月十一日岩手県知事に栄進し、高等官三等に叙せられた。時に年四十

三である。

当局の嘱望を知り且つ異数の抜擢たることを自覚せる笠井信一氏は、着任早々にして先ず財政の整理に着手し、貧弱なる県の経済を建て直し、かつ産業の調査を実施して十年計画を確立し、造林事業を奨励し、併せて交通運輸機関の整備を図った。転じて教育方面においては学校基金三百萬圓、育英資金十萬圓を創設して人材の涵養に努めたので、深く県民の信頼を受けると共に諸般の治務にその面目を一新するに至った。

居ること七年、各方面の施設大率その緒に就けるの頃、高等官一等一級俸の殊遇を得て、転じて生地静岡県の知事を拝命した。正に錦を以て故山に帰るもので、彼の欣懐憶うべきものあると共に、静岡県民たるものまた郷土の誇りを以て彼を目にしたに違いない。居ること一年有余、故山の水を飲み、故山の土を踏み、故山の柑橘と山葵との芳香にひたつた後、米の生る木の生い茂るという岡山県の知事として故山の父老に別れを告げることとなつた。

肇國の太初に於いてその名を知る高島の宮址と吉備の中山の古蹟を持ち、最近は斯業黎明期の大社会事業人たる留岡幸助、山室軍平を出し、前数世紀に遡っては絶世の宗教人として他力本願教を編み上げた法然上人、下つては新派神道界の偉人たる黒住宗忠、金光大陣の出誕を誇り得る池田輝政と熊澤次郎八の故土は、いかに彼を勵かしめんとしたのであるか。時の至るまでは何人も、恐らく彼自身も亦、素より知るべくもなかつたのである。

## 二、「済世顧問制度之精神」の著者

今（※昭和一六年）より約三十年の昔において、わが笠井信一氏が専門学ならぬ身を以て「済世顧問制度の精神」を斯界に提供し、自己の主張を社会事業界に問うたことは文字通り「空谷に足音を聞く」底のものであつて、そぞろに以て偉とするに足る寄与である。

彼がいかなる動機より筆を本書に染めたのかは、彼をして語らしめるに越したことがないと思うから、しばらく本書の巻頭に認めてある次の第一章を抄出して、下手な紹介に代えようと思う。以下、即ちそれである。

### 本書の由来

岡山県済世顧問制度は實にわが皇室の賜である。私は岡山県に在職中の大正五年五月一八日に宮中において、県下の貧民状態について御下問を拝しました。調査を

終えて、その員数が多いこととその生活状態の悲惨なことに驚愕長嘆し、また責任が軽くないことを痛感し、以来その対策を得ようと、先ずは歐米に見習うべき防貧制度がないか、識者に質問したところ、皆がないと云う。やむを得ず、県庁において何らかの方法を案出しようと企て、日夜焦慮、遂に県下を通して防貧機関を設定することに至った。これが即ち現時の済世顧問制度である。

本制度を案出するまでの経路は、貧弱な脳裡にて、実に難行苦行、実際と理論に適する対策を得ようと連日沈思黙考、その冥想に耽る間、すでに考慮した事項に囚われたり、同一研究に彷徨したり、自己回転の状態で、行きつ戻りつしながら、徒に時間を空費するようであった。そのために考慮が一度なれば、忽ちに記して逆戻りを防ぎ、直ちに次の研究に移った。

考慮が漸く成つて筆録中に新たに疑問が起つて筆端が委縮することもあったが、自ら記して、自ら批判して、研究事項も多岐に涉つた。しかも制度の永続性を思つて、将来の時代を予想し、また理論を求めて学究的思索を試みた。

そのため、一夜に数項を書き、また時には一事項に十数日を費やし、遂に紙片は累々、二大袋にもなった。これが実に防貧制度の趣旨である。しかし、これは素より自己参考の隨筆に過ぎず（中略）制度が一たび出来れば、他に示す必要はないものとして、そのままに仕舞つておいた。

しかし、近時往々、本制度はエルバーフエルド・システム等の制度を引いて転化したものであるかを質問してくることがある。私はそれを否認し、前記の由来を答え、何れにしても切にその発展を勧告された。今は時勢が変わり、過去を語るも素より差支えなきのみならず、斯道研究に役立つならば幸甚と考へ、ここに発表することにした。

本書は制度の由来及びその精神、組織を示し、その運用に至つては聰明の実務者に待ち、時、所、人に応じて適切の別あるべきは論を俟たず。また、原文は不用意に成つて甚だ蕪雜、しかも重複の文字少からざれども敢えて修正を加えず、その含蓄する所により、専ら制度の真相を知るに便ならしむ。（中略）もしそれ考案の批判に至つては、別にその人あるべしといえども、本制度の真精神を知ろうと欲せば一

読容易に了解されることと思う。

※以上が「本書の由来」よりの引用

通読一下、別に難しい考察を用いずとも、その創意に富む所の済世顧問制度というのも、世界の何れの涯にも無しとの社会制度上的一大空虚を充填せんために苦心惨憺した結果であり、社会事業界に於いては一介の素人であつた笠井信一其の人的一大発明となつて出現したものに外ならないことが分かるのである。

防貧対策が世界の何れにもないと言い切つたことに間違ひがないとは言えない。しかし、この前提の誤りはともかく、笠井信一氏の脳髄は済世顧問制度を産出し、その済世顧問制度はまた一転して方面委員制度の母胎となつたとすれば、これが発生の根本記録たる「済世顧問制度之精神」一巻が日本の斯界に占拠する文献的価値は小さいものではないといえるであろう。

かく県下の貧民状態について御下問を煩わした事に恐縮した笠井氏は、郡部に在

つて県税戸数割賦課等級の最下級、即ち一か年平均六銭の負担者、岡山市に於いては家賃一ヶ月一圓三十銭以下の貸家に居住する者を調査したるに戸数二万九十九戸、人口十万三千七百十人、即ち県民の約一割が悲惨實に言うべからざる生活に陥っていることを發見し、知事たるもののが責任上頗る安からぬものあることを痛感し、「今より心血を注いで考慮を重ね、県内より全然貧乏神を驅逐する方策を建てねばならぬ」と考えたと率直かつ単純に告白している。

「済世顧問制度之精神」に於いて、彼は先ず貧乏の原因の研究から始めて一精密なる科学的の叙述ではないが、順を追つて貧乏神の駆逐策を考え、洋の東西、時の古今に聞き、六十有余項に涉つて項を細説し、結局研究の結果を十六項に概括挙示した。しかもその内の最大項目は次のものになるであろう。

- 一、防貧の事業は精神的及び物質的貧を対象となし、当該者及びその周囲の環境に改善を加え、本人を活動過程に入らしむること
- 二、県内市町村の行政区域を基本となし、その区域に在住する有力者に依嘱し防貧事業を遂行すること

そして笠井氏は左記の一文を以て全部の提案を総括している。

謹みて案するに貧民状態の御下問は我ら臣民を愛撫あらせらるる我が皇室至仁の発露にして常に人民の健全なる発達を望ませ給う大御心に基ける重大な事項である。素より淺学菲才よくこの問題を解決する者にあらざれども、聊か具体案を調べ、衆と共に防貧事業に従わんと欲する。その中心人物は之を各方面に求め、依嘱するに此の大任を以てし県内の貧者には職業の斡旋、機能の助成、忍耐、勤勉、克己の徳性を注入し、独立自営、特に責任の觀念を厚からしめ又社会各員との関係に於いては平等に、自由に、相互依存して共進共栄の道程に上らしめ、相共に我が皇室に対し奉り忠良の民たらしめんことを期す

社会事業に関する限りに於いては素人であるから思うような文章が書けない、有益な文字を開拓することが出来ないということは決してない。笠井氏が十五年来の地方官から推断して、笠井氏の意見が無味乾燥、膾を噛むような文章の中に盛り込まれていると思つたら大間違いである。

一部の済世顧問制度之精神裡には宗教の講義あり、僧侶の逸事譚あり、社会科学の説明あり、文学譚あり、アラビアンナイトの講釈もある。少し硬すぎる感じがあるかも知れないが、一種の社会事業読本として取り扱うこともできる。

大正一三年一〇月六日、長野県が県の主催として第二回方面委員の総会を開催するや、当時既に地方官生活を離れて貴族院議員として最高立法府にいた笠井信一氏は、県の招請に応じて出張し、済世顧問制度に関する講演を行つたものの中の最も整調された一つとして記録され、昭和五年三月岡山県は済世叢書の一冊として之を公刊した。

精神に見える学理的要素は乏しいが、既に実験期を通過した防貧制度としての実験談を創設者自身が述べるのであるから、頗る有益適実の資料である。方面委員であろうが、救済委員であろうが、済世顧問であろうが、ドイツ語に所謂アルメンブルーゲルが存在する限りはこれらの講演記録は反古にはなるまい。

### 三、静岡県は何故笠井知事を追憶しなければならないのか。

むづかしい理屈が別にある訳ではないが、静岡県で方面委員制度が実施された際の状況が切っても切れぬ関係を、笠井知事の創設された済世顧問制度と結んでいたからである。

静岡県の方面委員制度は今（※昭和一六年）を隔たる十八年の昔、大正一一年五月に道岡長官在任の際に制定され、初めは二市十五町村にわたり、方面委員三十名を嘱託しその救護活動を開始することになったのである。

それが今日に於いては千三百余名、施行区域は全県下となり、救護法運用の徹底を図りつつあるが上に、救護法の該当者ではなくとも、救濟を要する実情にあるものに対しては喫緊且つ適切なる救助を行いつつあるのであって、その介抱下にある細民世帯の総数は実に六千五百余の多きに及んでいる。

当時の状況は大正一一年一一月に発行された静岡県社会事業協会報第六号に登載されているから詳細はそれに譲るとして、ここにはただまとめて云えば笠井明府（拡げて云えば岡山県済世顧問と静岡県方面委員との間に絡まる関係を故小河（滋次郎）博士の講演によつて述べてみようと思う。

小河博士は県の招聘に応じて同年八月二七日に県会議事堂で開かれた方面事務打ち合せのための第一会合に臨場し、「方面委員制度の過去現在及び将来」と題する一場の講演をしたのであるが、その内容こそは笠井明府の抱懐と本県の社会事業施設との間に相即円融の一大関係があることを極めて雄弁に語つたものに外ならない。即ち左記の一節がそれである。

「ただ今長官（道岡秀彦氏）のお話しさにありました通り、方面委員制度を初めて行いましたのは、私の現に就職しております大阪府であります、その時期は大正七年秋の末であったと記憶致しますが、丁度その当時府知事をしておられた林市蔵氏がこの制度を思いつくに至りましたヒントなどに関することは私どもの推量する限りではないとして、ともかくもその相談に与りまして、実際の組織などについて多少の微力を致しました私としては、この制度

を造り上げるに就きまして、確かに一つの指南となり、お手本となるものがあつたのであります。」と劈頭第一に説き起して大阪の方面委員制度の淵源が他に存するものであることを明らかにし、「そのお手本が何であるかと申しますと、岡山県に於いて大正六年の春から夏の頃にかけて、—或いはその以前かも知れませんが—丁度道岡長官が岡山県にご在職の頃でありますとして、済世顧問という名称で一つの社会制度が設けられたのであります。この制度はその後笠井知事によつて世間に発表されたのであります。この制度の首腦となつて、所謂帷幕に参画されたことは想像に難くないのであります。当時済世顧問の制度について私にも意見を徴せられたことがあります。（誰が徴したのか、笠井氏か、道岡氏か、この言い方では不明であるが、おそらくは笠井氏であろう。筆者）で、段々その事柄を研究すると誠に結構な、いかにも日本に於ける一新制度として時代に適応した至極良いお気づきのものと考えましたので、自分に考えました所を詳細に認めまして、『願わくはこの制度を広い意味の社会制度の一組織とすることが望ましい。そうすれば日本に於ける凡ての社会事業の中心となることが出来る。今から六七十年前にドイツにエルベルフヘルト・システムという社会制度が出来て、それが一つの紀元を画し、それからいろいろの社会事業の改善発展を見るに至つたと称せられているが、この済世顧問ももう少しの組織内容を拡大することが出来たならエルベルフヘルト・システム以上の立派な成績を社会制度の下に現わすことが出来

よう』という意味のお答えをしたのであります。」

「そして当時私の意見として岡山県へ申し上げたことや、『救済研究』などに発表した事柄の全部が一年余の時日を経過した大正七年の秋になつて方面制度として実現されたのであります。そういう事情でありますから、偽らざる私の心情を吐露するならば、確かに一新社会制度の先駆者はこの済世顧問であると言わざるを得ないのです。このように縁故のある制度がこの静岡県に於いて又不思議にも道岡長官の手によつて今実施を見るに至つたということは、私として實に感慨無量なるものがあるのであります。」

何有先生笠井信一氏其の人は静岡県に生れ、その少年時代を富士川の沿岸に過ごしたことは多くの人が知つてゐる。その静岡人の脳裏に芽生えた済世顧問即ち方面委員といつた当時の於ける斯業の新体制が、事業上の門弟とも旧下僚とも見られる道岡秀彦氏によつて故郷に紹介され、実施され、民衆皆その恵みに浴することになったとすると感無量のものがある。

#### 四、晩年及び没後の笠井氏

岡山に知事たること五年にして地方的に特色の豊かな済世顧問制度及び済世制度の組織者、運営者として笠井氏の名誉は益々挙がり、ほぼ在職の時を一つにした東京府知事井上友一氏と東西呼応して、社会事業の好統率者たる令名を高くしたのである。

大正八年四月に至り、北海道長官に任せられ、居ること二年、同一〇年五月に貴族院議員に勅選され、最高立法府に席を占めて得意の厚生済民の方面に堂々と議を発表する機会に接するに至った。惜しむらくは天長く氏に寿を惜さず、昭和四年七月二十五日に病んで東京市小石川区の自邸にて逝去した。享年六十五歳である。

笠井氏は岡山県を去つてからも、尚且つ自身心血を傾注して防貧の実績を挙げ、奉公の誠を致さんとしつつあつた当時の事を忘れるに由なく、大正一三年一二月に至り親しく岡山に来訪し、顧問制度の現状を見て喜び禁ぜず、市の公会堂に顧問、

委員及び関係篤志家二百余名を招き本制度の根本義を説き、切々二時間に亘って、救貧より進んで防貧に、形体の救濟より転じて精神の改善向上に向つて力を用いるべきことを縷説された。聞くもの感激しないものはなく、遠近より来合せた顧問、委員は一層防貧工作に専心努力することを誓つたのであつた。

翌大正一四年五月二一日、岡山県社会事業大会を開催した時にも笠井氏は社会事業に関する一場の講演を行い、縷々二時間に亘つて、飢える者に食を、凍える者に衣類を与えるのみが済世に従うものの務めにあらず、更に精神上の慰安を与え、窮乏の生活より一変して光明の社会に進入するべく、師父となり、同行者となり、之を指導する事が陛下の赤子を育む所の道であることを力説された。この時の会場である岡山市の深柢小学校講堂は県下各地より千五百余名が出席する所となり、文字通り立錐の余地なき盛況を呈したということである。

大正一五年、笠井氏多年苦心の結晶たる済世顧問制度の事、皇后陛下の御聴に達し、召出されて慰安の御辞を賜り、笠井氏の感激と慶祝とは察するに余りある。彼が死に臨んで尚切々として済世の事業を以て念とし、枕頭に病を訪う客に対し、斯

業の将来を依嘱することの頗る切なるものがあったというのも、誠にその所以ありと  
いうべしである。氏が生前筆をとつてこの世に遺留した一行八字の文字がある。

濟世之心須如養花天 何有

想い見れば含蓄の深い名言であつて、濟世顧問制度之精神を詩的に要約すれば、  
この八字、恐らくは下半部の「すべからく花を養うの天の如くなるべし」の一句に  
帰するのであろう。

## 笠井信一略年譜

|   |   |    |   |    |   |   |   |   |    |                |
|---|---|----|---|----|---|---|---|---|----|----------------|
| 同 | 同 | 同  | 同 | 同  | 同 | 同 | 同 | 同 | 明治 | 元治             |
| 三 | 三 | 三  | 三 | 三  | 三 | ○ | 二 | 八 | 二  | 元年             |
| 年 | 年 | 年  | 年 | 年  | 年 | 年 | 六 | 年 | 五  | 六年             |
| 一 | 一 | 一  | 一 | 一  | 一 | 月 | 三 | 月 | 七  | 九日             |
| 月 | 月 | 月  | 月 | 月  | 月 | 四 | 四 | 四 | 月  | 六月             |
| 二 | 八 | 七月 | ○ | 七月 | 四 | 四 | 四 | 月 | 一  | 一〇日            |
| 月 | 月 | 日  | 日 | 日  | 月 | 月 | 月 | 月 | 月  | 法科大学卒業         |
| 七 | ○ | 四  | 五 | 一  | 七 | 六 | 四 | 二 | 三  | 任内務屬警務局勤務      |
| 日 | 日 | 日  | 日 | 日  | 日 | 日 | 日 | 日 | 日  | 警保局監獄課長        |
| 任 | 岩 | 手  | 縣 | 警察 | 部 | 長 | 叙 | 高 | 等  | 任山形縣參事官        |
| 叙 | 正 | 七  | 位 | 高  | 知 | 縣 | 從 | 等 | 官  | 叙高等官七等         |
| 叙 | 高 | 等  | 官 | 書  | 記 | 官 | 七 | 七 | 七  | 靜岡縣富士郡加島村に生まれる |
| 從 | 六 | 位  | 五 | 五  | 五 | 五 | 等 | 等 | 等  | 叙高等官六等         |
| 任 | 台 | 湾  | 總 | 督  | 府 | 事 | 務 | 官 | 五  | 叙高等官五等         |
| 務 | 事 | 務  | 事 | 務  | 事 | 務 | 官 | 五 | 等  | 叙高等官五等         |

| 大正     | 同      | 同    | 同        | 同        | 同      | 同    | 同                         | 同      | 同       | 明治     |
|--------|--------|------|----------|----------|--------|------|---------------------------|--------|---------|--------|
| 四年     | 四〇     |      |          |          | 三八     |      | 三七                        |        |         |        |
| 五年     | 年      | 年    | 年        | 年        | 九年     | 年    | 七年                        | 年      | 年       | 年      |
| 二年     | 一      | 一    | 一        | 一        | 一      | 一    | 一                         | 一      | 一       | 一      |
| 三月     | 三月     | 二月   | 三月       | 一月       | 四月     | 四月   | 三月                        | 二月     | 九月      | 四月     |
| 二月     | 二月     | 二月   | 二月       | 一月       | 二月     | 三月   | 二月                        | 二月     | 六月      | 六月     |
| 一月     | 一月     | 一月   | 一月       | 一月       | 三月     | 一月   | 一月                        | 一月     | 一月      | 一月     |
| 三日     | ○      | 六    | 一        | 一        | 九      | ○    | 五                         | 三      | ○       | 二      |
| 日      | 日      | 日    | 日        | 日        | 日      | 日    | 日                         | 日      | 日       | 日      |
| 任静岡県知事 | 叙高等官一等 | 叙正四位 | 叙勳三等授瑞宝章 | 任岩手県知事   | 叙高等官二等 | 叙正五位 | 任新潟県事務官                   | 叙高等官三等 | 任熊本県事務官 | 叙高等官三等 |
| 叙從四位   |        |      |          | 五百圓を授け賜う |        |      | 明治三十七、八年事件の功により勳四等旭日小綬章及金 |        |         |        |

昭和 同 同 同 同 同 同 同 大正  
一 二〇〇八年六月三年  
四年 年 年 年 年 年 年 一  
七月 五月 五月 五月 五月 五月 一  
二五日 二三日 二二日 二一〇日 二七日 二四日 二月  
昭和 任岡山県知事 叙高等官一等  
同 叙正四位  
同 叙勲二等授瑞宝章  
同 任北海道厅長官 叙高等官一等  
同 貴族院令第一条第四号により貴族院議員に任ず  
同 依願免本官  
同 叙從三位 特旨を以て位一級被進  
同 臨時教育行政調査会委員被仰付  
同 臨時大都市制度調査委員仰付  
同 東京市小石川区の自邸にて逝去

# 濟世顧問制度之精神

## 目 次

- 一一一、防貧研究の動機
- 一一〇、貧乏の原因
- 二、贅沢心
- 三、犯罪
- 四、射利心
- 五、貧富循環
- 六、性の善惡
- 七、心から修正
- 八、内魔を拂へ
- 九、心物二主義
- 一〇、衛生と防貧
- 一一、不良者矯正

|        |        |              |             |         |        |        |        |        |        |          |        |        |         |          |        |
|--------|--------|--------------|-------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|---------|----------|--------|
| 二<br>八 | 二<br>七 | 二<br>六       | 二<br>五      | 二<br>四  | 二<br>三 | 二<br>三 | 二<br>一 | 一<br>〇 | 一<br>九 | 一<br>八   | 一<br>七 | 一<br>六 | 一<br>五  | 一<br>四   | 一<br>三 |
| 実力主義   | 経済的自由  | 自分の生活は自分で立てよ | 社会哲学より見たる防貧 | 濟世顧問の柄杓 | 濟世顧問の名 | 三心     | 熱愛の機縁  | 篤志者    | 善化網    | 自然界の中心法則 | 改善過程   | 賢愚交渉   | 防貧法則の有無 | 行政上の戸数調査 | 喧嘩の予防  |

二九、明鏡  
三〇、偉大なる宗教心  
三一、悪思想の輸入に備えよ  
三二、人間と動物  
三三、人間に「ソツ」はない  
三四、適所に辛抱  
三五、共同責任  
三六、情けは人の為ならず  
三七、中心  
三八、勤儉第一  
三九、人には心棒が第一  
四〇、知足  
四一、与ふべく与ふべからず  
四二、利己利他  
四三、将来の貧  
四五、只一誠

四五、美德の潤ひ

四六、隣家隣

四七、曹源之一滴水

四八、防貧事業と地方改良事業

四九、仁術と仁道

五〇、実生活向上原理  
五一、濟世顧問の背景

五二、農村問題

五三、労働者の天下

五四、所謂階級戦

五六、農村の将来

五七、農は天下の大本

五八、演説の反応

五九、農村調停機関

六〇、所謂部落問題

六一、宗祖の努力

- 六一、衆愚衆賢
- 六二、経済行為の趨勢と防貧制
- 六三、思想
- 六四、日本人は日本人だ
- 六五、隨所作主
- 六六、移住発展性
- 六七、新精神
- 六八、社会学と濟世顧問制度
- 六九、社会事業の実相看破
- 七〇、防貧中枢機関の智力と権力
- 七一、研究の結果